

○湖南衛生組合公印規則

昭和52年4月1日
規則第1号

- 第1条 湖南衛生組合の公印は、別に定めのある場合を除く外、[この規則](#)の定めるところによる。
- 第2条 公印の名称、書体、寸法、用途及び管守者は[別表第1](#)、公印のひな形は[別表第2](#)のとおりとする。
- 第3条 公印はすべて保管箱に納め、執務時間後は錠のかかる場所に保管し、管守者が責任をもつて保管しなければならない。
- 第4条 公印の調製、改刻又は廃棄は事務局長が管理者の決裁を経て行う。
2 公印を紛失又はき損したときは、直ちに管守者から事務局長を経て管理者に届け出なければならない。
- 第5条 [別表第1](#)中[第5号](#)及び[第6号](#)を除く外、公印を押なつしようとするときは、総務課庶務係長において公印押なつ簿([第1号様式](#))に所要事項を記入して書類と共に管守者に提示し、又は決裁済の原議書の所定欄に管守者の許可の印を得て使用しなければならない。
2 [前項](#)以外の公印の使用の場合は、管守者以外の使用を認めない。
3 [前2項](#)の場合において管守者は、決裁済の原議書と照比してその適正なことを確認した後でなければこれを使用させてはならない。
- 第6条 総務課長は、公印台帳([第2号様式](#))を備え、すべての公印を登録しなければならない。
- 第7条 [この規則](#)の定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

- 1 [この規則](#)は、公布の日から施行する。
2 [湖南衛生組合公印規則\(昭和40年規則第1号\)](#)は、廃止する。

付 則(昭和57年4月1日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成4年9月28日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月27日規則第2号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別表第1

(平19規則2・全改)

番号	名称	書体	寸法	用途	管守者	個数
1	組合印	古印体	方30ミリメートル	組合文書一般用	総務課長	1
2	管理者印	同	方27ミリメートル	同	同	1
3	管理者職務代理者印	同	方25ミリメートル	同	同	1
4	副管理者印	同	方27ミリメートル	同	同	1
5	会計管理者印	同	方24ミリメートル	組合出納関係事務用	会計管理者	1
6	監査委員印	同	方24ミリメートル	監査文書一般用	同	1
7	代表監査委員印	同	方26ミリメートル	同	同	1
8	事務局長印	同	方27ミリメートル	組合文書一般用	同	1
9	契印	同	長30ミリメートル 短15ミリメートル	同	同	1

別表第2

(平19規則2・全改)

1



2



3



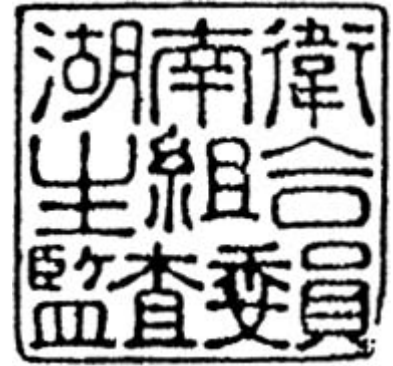
4



5



6



7



8



9



[第1号様式](#)

第1号様式

月	日	番	号	あ	て	先	件	名	係	係	長	管	守	者

[第2号様式](#)

第2号様式

(公 印 台 帳)

印鑑	公印名						
	寸法		昭和	年	月	日	調製 改刻
	書体		昭和	年	月	日	廃棄
	印材		備	考			
管 守 者	職名	氏名	印	保管	年月日	引継 返納	年月日